

## 福岡・大宰府跡



(太宰府)

- 1 所在地 福岡県太宰府市大字觀世音寺字不丁・字月山  
2 調査期間 不丁官衙地区 一九八六年(昭61)一月～三月、月  
3 発掘機関 九州歴史資料館  
4 調査担当者 山東官衙地区 一九八六年三月～五月  
5 遺跡の種類 官衙跡  
6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代  
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

### 一 不丁官衙地区(第九八次調査)

近年の発掘調査の結果、

政庁跡(都府楼跡)の前面地  
区では、正面の広場的な空

間地をはさんで、東側に日

吉官衙地区、西側に不丁官

衙地区が配され、そこはい

わば政庁の張り出し部であ

ったことが判明した。この

張り出し部の範囲は東西が  
約三八四m、南北が一九六m以上とみられている。

不丁官衙地区では、太宰府市による觀世音寺地区土地区画整理事業にともない、昭和五七年度の第八三次調査以来のべ六次にわたり、約五六〇〇m<sup>2</sup>について調査を実施してきた。その結果、八世紀代の掘立柱建物二七棟などの遺構とともに、調査区の東端部で南北溝SD二三四〇を検出した。この溝は政庁中軸線から西へ約七二mの地点に位置し、この地区の東限をなす施設と考えられる。出土遺物などからみて、八世紀前半代に開鑿され、八世紀中葉の天平末年ごろに埋没したようである。第九〇次調査までにこの溝から合計一六〇点の木簡が出土したが、そのうちの主要なものの概要については、『木簡研究』第六号および第八号で報告したとおりである。

今回は、住宅建設にともなつて、南北を第八四・八五調査区ではさまれた約八五〇m<sup>2</sup>について調査を実施した。その結果、掘立柱建物六棟、柵一条、井戸一基、溝二条などの遺構を検出したが、溝の一条がSD二三四〇である。SD二三四〇を約二二mにわたり検出したが、その規模は幅が六m前後、深さが一m前後で、既検出部とほぼ同じであった。一二点の木簡はすべてこの溝中から出土した。木簡以外の出土遺物は、各種の土器や瓦など一般的なものである。墨書き器には「人足人足」「□司」「酒」など数点がある。「□司」は須恵器の蓋の外面に墨書きされ、第一字は「匠」字のようでもあり、その場

合は政庁内の匠司の存在とも符合するが、字画的に疑問が残る。た  
だ、これもSD一三四〇から出土したものであり、第八七次調査の  
際にこの溝から出土した墨書き器の「政所」とともに、政庁内の所  
司について考える上で注目されるし、さらには天平年間における所  
司の成立・存在を傍証するものといえる。

## 二 月山東官衙地区（第九九次調查）

政府跡の東側に月山という小丘があり、今回の調査地はその東南に位置している。この地区ではすでに昭和四八年度の第三一次調査など四次にわたる調査を行い、東西約一一二m、南北七一mの柵で囲まれた内部から掘立柱建物一〇棟を検出し、月山東官衙地区と称していた。今回の調査では東西柵SA五六〇の東端部や掘立柱建物六棟などを検出したが、これらの建物は八世紀前半から一一世紀にかけてのもので、大きく四期に分けられる。木簡はこの地区の東端に位置する二×三間以上の南北棟総柱建物SB二九二〇の棟通りの柱列の南から二番目の柱穴から一点が出土した。これ以外の出土遺物はごく一般的な各種の土器が中心で、特記すべきものはみられない。

一不丁官衙地区

今回は一二点の木簡を検出し、以前に出土した分と合せてSD二三四〇からは最終的に一七二点を検出したことになる。



(1)

一二点を形態的に分類すると、○一一型式、○三三型式、○三九型式が各一点、○八一型式が九点となる。(1)と(7)を除けば、全体的に墨の残存状況が悪い。赤外線テレビを用いて観察しても、部分的にでも読取できたものは五点にすぎず、他の五点は形状的にも損傷が著しい断片であり、いずれもわずかな墨痕がみられる程度であつた。

〔1〕為班給筑前筑後肥等國遣基肄城稻穀殿大監正六上田中朝×

(2) 「 $\forall \Box$ 」 石五× (65)  $\times 26 \times 5$  039

$$(3) \quad \times \square\square \quad | \quad \frac{1}{\square\square}$$

(4) 「肥後」廿」  
214×21×6 032

(5) 

8 木簡の釈文・内容

(6)

八  
五  
□  
十  
十  
十  
八  
尺

(56) × 118 × 6 081

(7)

マ 豊田  
〔下カ〕  
神マ津田良  
〔マカ〕  
廣磨 □乃半  
十人

(117) × 36 × 4 019

(1) は投棄後に受けたとみられる若干の損傷を除けば、完形品とみなしうる。頂部両端を円く整形し、若干裾窄みに作られている点が特徴的で、一見したところ笏を想起させるが、長さなどに疑問が残る。「朝」字の下端部以下の面が二次的に削り取られているが、いかなる理由によるのかは明らかでない。そこには「臣」字以下の二、三字が存し、それは田中朝臣の名であったと考えられる。位階表記における「位」字の省略はしばしば例がみられるが、国名の「肥」については解しがたい。また「大監」以下を小書し、あくま

でも印象にすぎないが、これと上半部とでは異筆のようでもあり、この点についてはさらに検討を要する。

このような基本的な問題のほか、この文をいかに読み下し、いかに解するかという点も問題である。現在までのところ、「筑前・筑後・肥などの国に班給するため基肄城の稻穀を（遣わし）、大監正六（位）上田中朝（臣某）に随わしむ」と読み下しすると考えている。

班給の目的、基肄城の稻穀の性格と班給との関係、田中朝臣の人物比定、大監としての彼の任務など、釈読が容易な反面、多くの問題点を含んでいる。

(2)～(4)は何らかの数量を示し、その原形は付札的なものであったと考えられるが、これ以上の釈読は困難であり、その品名を特定することはできない。とくに(4)の第三字は「国」字のようにもみえるが、その場合は品名が記されていないことになり、すでに報告したものとあわせて、大宰府における木簡のあり方を考える上で重要な素材（資料）の一つとなる。

(5)はほぼ全面にわたって墨痕がみられるが、いずれも断片的である。これ以上の釈読は不能であるが、釈読できた文字が数字であることからすれば、本来的には物品に関係するものとも考えられる。(6)は横材に用いている。記された文字の大部分は数字であるが、一行目の「尺」、三行目の「人」というように、単位が異なっているので、これの性格を特定することはできない。(7)は一種の歴名であ

ろう。「□神マ」は第八七次調査出土木簡にもみえる（『木簡研究』第八号、大宰府跡・不丁地区<sup>(5)</sup>）。両者の関連性を考えるべきであろうが、ともに上半部を欠いていることもある、「下」字の解釈が容易でない。

以上、第九八次調査出土木簡について簡単に報告した。個々の内容はともかく、基本的な性格は前号などで報告したSD二三四〇出土木簡と共通すると考えられるので、総括は省略する。前述のように、この溝からは一七二点が出土したわけであるが、年紀をもつなど個々の内容もさることながら、大宰府史跡ではこれほどのものがまとまって出土した例はないので、これらは単に新史料というだけでなく、今後の大宰府研究にも資するものといえるだろう。

## 二 月山東官衙地区

(1)  $\times \square \times \square \times \square$

(82)  $\times$  (27)  $\times$  2 081

腐蝕が著しく、削肩に近い断片である。具体的な内容などは明らかでないが、何らかの数量を記したもののように、本来は付札的なものであった可能性も考えられる。当地区から出土した最初の木簡であり、また柱穴から出土した点でも初めてである。

## 9 関係文献

九州歴史資料館『大宰府史跡－昭和六一年度発掘調査概報』（一九八七年）

（倉住靖彦）

## 『向日市文化資料館研究紀要』 創刊号

「東土川西遺跡の弥生土器

－乙訓地域における第5様式・庄内式土器の変遷－」

国下多美樹

「長岡京の墨書き土器」

B5版 51頁 一九八七年増刷

清水 みき

清水 みき

## 『向日市文化資料館研究紀要』 第二号

「墨書き土器の機能について」

一都城（長岡京）の墨書き土器を中心にして

「長岡京廢都以後の土地利用」

B5版 48頁 一九八七年発行

清水 みき  
山中 章

△申込先／ 向日市文化資料館

〒617 京都府向日市寺戸町南垣内40-1

TEL 075-931-1182

頒価 各500円  
送料 各200円